

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年11月11日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 5 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	免震重要棟常用電源用所内高圧電源設備配電盤1SB-2(4)において、遮断器ラックアウト操作時、仮設耐震架台を設置したまま当該操作を行ったことによる昇降用モータ接続部の折損が認められたため、当該箇所を修理すると共に対応検討。	G II	
2	1号機	発電当直員が作成する運転日誌(H25.11.5~H25.11.8の間)において、旧様式にて作成されていることが認められたため、対策検討。 なお、現様式と記録項目は同じであることから、記録として問題ないことを確認した。	G III	
3	1号機	開閉所碍子手動洗浄操作において、引留碍子洗浄弁に動作不良(自動開しない状態)が認められたため、当該弁を点検・修理。	G III	
4	4号機	循環水ポンプ電源ケーブル接続箱内に水溜まり(雨水)が認められたため、当該接続箱の止水処理。	G III	
5	その他	一次水処理装置バルセータ(A)サイフォン槽呼び水入口弁において動作不良(弁ハンドル部とステム連結部が腐蝕により固定されていない状態)が認められたため、当該弁を点検・修理。	G III	